

# グループホームにおける災害等対応策

## 【標準マニュアル】

特定非営利活動法人

岐阜県グループホーム協議会

# グループホームにおける災害等対応策標準マニュアル

特定非営利活動法人  
岐阜県グループホーム協議会

## 1, 基本方針

認知症対応型共同生活介護事業者(以下「グループホーム」という)は、大規模災害等(地震、火災、水害、山崩れ、土石流、地すべりなど)発生時に、利用者を災害等から守ることを重要な責務と認識し基本方針として掲げる。

また、特定非営利活動法人岐阜県グループホーム協議会の会員事業所は、平時からの予防対策と災害発生直前、直後の避難や応急支援対策について、このマニュアルの基本方針を尊重し、自己の施設について調査点検整備を推進して利用者を災害から守るという目標の達成に向けて普段の努力をするものとする。

## 2, 平常時の対策

### (1) 立地条件の確認

大規模災害等の危険性についての事前の調査・点検を行う

危険が認められる場合の地元市町村と消防署等への通報と協議をする

### (2) 施設の耐震化推進

建築物(特に昭和56年以前に建築されたもの)の安全性について耐震診断をうけ、その結果にもとづいて補強等の整備を推進する

必要に応じ仮補強又は危険箇所の一時使用を差し控える

ねたきり、車椅子利用者など自力移動困難者を抱えるグループホームは、耐震化推進に特段の配慮をする

### (3) 落下物、倒壊物対策

屋内対策

#### ア) 窓ガラス等の対策

- ・ 「はめころし窓」の不使用
- ・ 網いりガラス、強化ガラス、アクリル樹脂製板等の使用
- ・ 大きな一枚ガラスの不使用
- ・ 飛散防止フィルムによる補強
- ・ カーテン、敷物等は、防災加工品を使用する

#### イ) 備品等の対策

- ・ 机、ロッカー及び書棚等の倒壊防止器具による固定

#### ウ) 天井からの落下防止

- ・ 照明器具、天吊及び壁つけ式冷暖房機等の取付状態の点検と落下防止

#### エ) 屋外対策

- ・ 屋根の点検と改修する場合の屋根材選択
- ・ 門、塀及び看板等の倒壊防止、基礎部の亀裂点検と補強対策
- ・ 遊具、物置、老木、物干し竿等の倒壊飛散など危険物の補強又は除去

### 3, 必需品の備蓄

#### (ア) 非常用物資の備蓄

最低3日間の施設運営が維持できる食料、水、介護用品などの生活用品、応急医薬品等を非常用物資として備蓄する

#### (イ) エネルギー源の確保

自家発電や燃料、プロパンガス対応調理用具、薪による炊き出し用備品など代替熱源や器具用品の確保

### 4, 災害対応体制の確立

グループホーム事業者は平時から次の災害対応体制を整備しておくものとする

#### (ア) 職員の参集（緊急時連絡先一覧表）と役割分担計画書の作成

職員の居住場所と通勤手段から、災害時の参集可能職員の把握

災害発生初期における職員の役割分担計画書にもとづく初動体制の確立

#### (イ) 利用者の安否確認方法の確立

災害発生時に利用者が施設外にいる場合に備え、利用者やその家族との安否確認について定めておく（職員との散歩、買い物時や家族等との外出、外泊時の緊急連絡方法を平時から習慣化させておく）

利用者とその家族との連絡体制の確立

災害発生後の家族による一時引取りの可能性や方法について確認する

（この情報台帳「別紙2・利用者台帳」を整備する）

#### (ウ) 避難経路、避難場所の確認

施設の倒壊等に備えて、近接する避難場所とその誘導経路について確認すると共に、避難所管理者（市町村）とも調整をしておく

防災マップ等の作成と施設内等に公開

避難誘導を円滑にするために避難場所や経路のわかる防災マップ等を作成し家族にも通知すると共に施設内に常時公開する

#### (エ) 職員の防災知識の向上

自力避難困難者の誘導を円滑に行う為等の防災時避難誘導などの行動教育の実施

被災時における各職員の役割分担の伝達と防災教育の実施

#### (オ) 防災訓練の定期的な実施と記録

通常訓練 毎月 1回 以上

大規模訓練 年間 1回 以上

訓練は避難場所や経路を利用した実践と、備蓄品や施設内外の点検、確認等を含むこととする

防災訓練は実施後速やかに記録し保存すること

#### (カ) その他各施設に固有な防災対策

施設の立地条件から予見可能な個別的な災害対策をたてる

### 5, グループホーム間等の大規模災害時等地域相互応援協定

#### (1) グループホーム間の災害時等応援ネットワークの構築

施設倒壊や職員の勤務不能などに備え、利用者を他のグループホームに移動や他職員の応援等を求めることが出来るよう、地域内毎に別紙で定める『大規模災害時等における相互応援に関する協定書』を締結する

会員事業所は、各会員事業所間で前項の協定が有効に締結されたものとみなし（調印省略を意味する）、災害時等には相互信頼と互助精神をもって協定書に定める事項を履行するものとする

項の協定は当面はグループホーム事業者相互間に限定するが、将来的には全福祉施設に拡大適用されるよう啓蒙に務めること

## 6、地域社会との連携強化

### （1）地域住民、ボランティア団体との交流から避難協力体制を確立してゆくこと

勤務不能職員を補完するために、地域の介護経験者の登録制度などの仕組みづくりを構築すること

前項の仕組みが有効に機能するまでは、地域内の知人地縁血縁等の中から家庭介護の経験者及び医療、福祉施設の退職者等で介護経験を有する者を選定して依頼をしておくなどに努めること

### （2）第二次福祉避難所（協力提携関係にある医療、福祉施設等）の連絡調整

被災した利用者で一次避難所での生活が困難な人やグループホームが被害を受け介護の継続が出来なくなった等に備え、臨時的に受け入れてもらうため、第二次福祉避難所として対応してもらう協力関係機関等に平時から要請をしておく

## 7、作成年月日

平成16年12月1日作成

以上

本マニュアルは会員事業所で作成する「災害等に対処のためのマニュアル」の副次的な資料としても活用してください。